

# R4/10/1の基準改正により 低炭素建築物認定 および 性能向上計画認定（35条認定） の認定基準<sup>※1</sup>が変わります

※1：低炭素建築物および性能向上計画認定ともにZEH水準へ引き上げられ、低炭素建築物については、再エネ設備の必須化などの基準も変更されます。

R4/9/30(金)までに所管行政庁へ認定申請される場合は、旧基準への適合で可能。

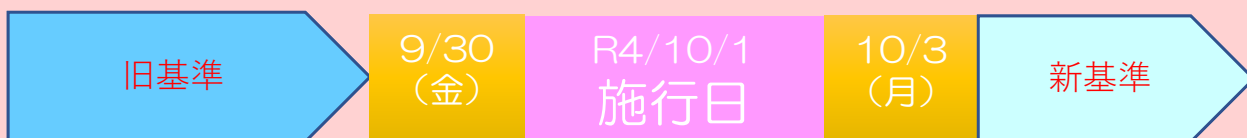
(弊社への旧基準での技術的審査の受付は原則9/9(金)まで※とします。)

※ オンライン申請は9/9の23:59まで。それ以降の申請は新基準でご申請ください。  
※9/9までに申請頂いた場合でも、9/30までの交付を保証するものではありません。  
※申請状況、審査状況により受付期限を変更する場合があります。ご了承ください。

R4/10/3(月)以降所管行政庁へ認定申請される場合は、新基準への適合が必要です。

所管行政庁への認定申請日によって適用される基準が変わります。

※窓口対応時間等（必要書類・手数料も含む）については、各所管行政庁にご確認ください。



R4/10/3以降の認定申請予定の物件については、新しい申請様式をご利用ください。（新しい申請書等の様式については、近日中に各種様式に公開予定です）

その他、改正内容の詳細については、住宅性能評価・表示協会のホームページをご参照ください。  
[https://www.hyoukakyoukai.or.jp/yudou\\_teitanso/kaisei221001.html](https://www.hyoukakyoukai.or.jp/yudou_teitanso/kaisei221001.html)